

平成25年第4回美祢市議会定例会会議録（その4）

平成25年12月19日（木曜日）

1. 出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原眞一	6番	岡山 隆
7番	高木法生	8番	萬代泰生
9番	三好睦子	10番	山中佳子
11番	岩本明央	12番	下井克己
13番	河本芳久	14番	西岡 晃
15番	荒山光広	16番	徳並伍朗
17番	竹岡昌治	18番	村上健二
19番	秋山哲朗		

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局補佐	岡崎基代
議会事務局係長	大塚 享		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	林 繁美
市長統合戦略局長	篠田洋司	総合政策部長	田辺 剛
市民福祉部長	井上孝志	市民福祉部次長	杉原功一
市民福祉部次長	三浦洋介	建設経済部長	伊藤康文
総務部長	大野義昭	総務部長	白井栄次
総務課長	細田清治	財政課長	岡藤克昌
総務部長	山本康房	市民福祉部長	西田良平
税務課長	河村充展	生活環境課長	永富康文
市民福祉部長	高橋睦夫	建設経済部長	三好輝廣
高齢福祉課長	金子 彰	農林課長	藤澤和昭
建設経済部長	松野哲治	教育長	山田悦子
商工労働課長		代表監査委員	
病院事業者管理局		総合観光部長	
病院事業局長		教育委員会	
下水道事業局長		事務局	

教育委員会  
事務局次長  
教育委員会事務局生涯学習  
スポーツ推進課長  
上下水道事業局  
管理業務課長

末岡竜夫  
内藤賢治  
三戸昌子

教育委員会事務局  
教育総務課長  
総合観光部  
観光総務課長

末益正美  
繁田誠

## 5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 8 号 美祢市税条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 9 号 消費税率及び地方税率の改定に伴う関係条例の整理  
に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 10 号 美祢市立小学校設置条例及び美祢市体育施設の設置  
及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 11 号 美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に  
関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 12 号 美祢市高齢者保健福祉推進会議条例の一部改正につ  
いて
- 日程第 7 議案第 13 号 美祢市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 14 号 美祢市桂木山麓緑地自然公園村の設置及び管理に関  
する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 15 号 美祢市秋芳シルバーワークプラザの設置及び管理に  
関する条例の廃止について
- 日程第 10 議案第 2 号 平成 25 年度美祢市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 11 議案第 3 号 平成 25 年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正  
予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 4 号 平成 25 年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第  
2 号）
- 日程第 13 議案第 5 号 平成 25 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算  
（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 6 号 平成 25 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補  
正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 7 号 平成 25 年度美祢市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 16 号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規

約の変更について

- 日程第 17 議案第 17 号 美祢市へき地保育所の指定管理者の指定について
- 日程第 18 議案第 18 号 美祢市児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 19 議案第 19 号 美祢市地域活動支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第 20 議案第 20 号 美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第 21 議案第 21 号 美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 22 議案第 22 号 美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 23 議案第 23 号 土地改良事業の施行について
- 日程第 24 議員提出決議案第 2 号 中国縦貫自動車道における事故多発区間の抜本的事故防止対策に関する要望決議について
- 日程第 25 議員提出決議案第 3 号 総合支援学校の設置を求める要望決議について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第4号）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、竹岡昌治議員、猶野智和議員を指名いたします。

この際、執行部より報告の申し出がありましたので許可いたします。永富教育長。

○教育長（永富康文君） 議長のお許しをいただきましたので、給食異物混入事案に係る現状及び今後について御報告を申し上げます。

学校給食で提供されているパンの中に異物が混入していました3事案につきましては、保護者の皆様に給食パンの安全性について大きな不安を与え、信頼を失わせる結果となりましたことを深くおわび申し上げます。

予算委員会での報告後の対応であります。12月12日に調理場所長及び栄養教諭・学校栄養職員臨時研修会を開催し、3事案の経過及び今後の取り組み、対応マニュアルの作成等危機管理体制の見直しについて協議を行いました。

また、同日、県内の学校給食用のパンや米飯の製造加工業者を対象とした学校給食用パン異物混入事故多発に対する防止対策会議が公益財団法人山口県学校給食会の主催で開催され、安全対策についての研修、安全性の確保及び事故発生時の対応について周知徹底されたところであります。

翌13日、当該パン製造業者から、金属探知機を12日に設置したことや、従業員研修の徹底等安全確保に取り組むことについて報告を受けたところでありますが、報告書の提出につきましては、異物の分析に時間を要している状況であります。

その報告書の提出に基づきまして、来週中に給食調理場所長、校長会長、保護者代表等を委員とする学校給食運営協議会を開催し、改善策等を示すこととしており

ます。

2学期中は、伊佐学校給食共同調理場では、他のパン製造業者からパンを納入することとし、その他の共同調理場では、パン給食を中止し、米飯等で対応しているところではありますが、再開につきましては慎重に検討する必要がありますので、年明けから1月末まで、伊佐を含めた共同調理場においては米飯等で対応し、安全性が確保されたと確認でき次第、パン給食を再開することとしております。

また、各調理場での調理に当たりましては、作業前の確実な点検、作業中の確認、作業後の最終確認を徹底するよう再度周知するとともに、今後、同様の事案が発生した場合、教育委員会といたしましては、学校及び調理場と一体となって、情報の速やかな提供、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

児童・生徒の安全で安心な学校給食を提供することを第一としまして、学校給食の衛生管理と信頼回復に全力を尽くす所存でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（秋山哲朗君） 日程第2、議案第8号から日程第23、議案第23号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。教育民生建設観光委員長。

〔教育民生建設観光委員長 岩本明央君 登壇〕

○教育民生建設観光委員長（岩本明央君） おはようございます。ただいまより、教育民生建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

長くなると思いますが、お許しいたきますようによろしく申し上げます。できるだけ簡潔に御報告申し上げます。

去る12月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案17件について、12月9日午前9時半より委員会室において、林副市長初め執行部22名の方々、それに委員全員出席のもと、審査を行いましたので、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第10号美祢市立小学校設置条例及び美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

執行部より、平成26年3月31日をもって美祢市立桃木小学校、下郷小学校及び本郷小学校が閉校になるため、条例の中の桃木、下郷、本郷小学校の項を削るものです。また、この3校の廃校に伴い、体育館及び運動場を今後、体育施設として

活用するため、条例の一部を改正するものですとの説明がありました。

委員より、体育館等の使用料の扱いはどこが行うのかとの質問に対し、執行部より、各公民館で行いますとの答弁がありました。

委員より、来年4月から消費税が8%に、さらに15年10月から10%に増税されるが、それを見据えての使用料設定かとの問いに対して、執行部より、使用料設定につきましては、算定に当たり、過去3カ年の費用・経費の平均値を用い、定期的な見直しをおおむね4年ごとに実施することにしています。よって、来年4月については含まれていませんとの答弁がありました。

そのほかに本案に対する質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを御報告申し上げます。

執行部より、閉校になった旧田代小学校の校舎をコミュニティセンターとして活用するために、この条例を制定するものですとの説明がありました。

委員より、手続等も同様に公民館ですか。地区総代とか代表者にはならないのですか。ほかの地区では公民館以外の例もあるかとの問いに対して、執行部より、市の施設なので公民館が窓口になりますが、今後は地元と協議しながら検討していきたいと考えていますとの答弁がありました。

そのほかに質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号美祢市高齢者保健福祉推進会議条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

執行部より、詳細にわたり説明がありましたが、内容については割愛させていただきます。

委員より、説明内容がわかりづらいとの質問がありました。執行部より再度説明がありました。

そのほかに質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

執行部より詳細にわたり説明がありましたが、内容については割愛させていただきます。

議案第13号については、質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号美祢市桂木山麓緑地自然公園村の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

執行部より、当自然公園村については、昨年12月議会で説明をいたしました。近年の利用状況から利用者が激減しており、1年間の検討期間後、現在の指定管理者とも協議した結果、市による直接管理に切り替えるため、所要の改正を行うものですとの説明がありました。

質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号美祢市秋芳シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例の廃止についてを御報告申し上げます。

執行部より、当施設は美祢市シルバー人材センターが指定管理者ですが、近年の利用状況は専らシルバー人材センターの会員のみの利用であることから、本来の機能を果たしていない状況が続いているため、現在の指定管理期間が終了する平成26年3月31日をもって本施設を廃止するとともに、4月1日以降は使用貸借契約により運営するものですとの説明がありました。

委員より、この施設の事務員は何人か、また利用される人は何人かとの問いに対して、執行部より、事務員の人数4名、利用者数は22年度は1,594人、23年度は1,412人、24年度は1,273人です。今後は引き続き普通財産管理のもとで、使用貸借契約に基づき、シルバー人材センターの方々に利用していただきますとの答弁がありました。

そのほかに質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成25年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを御報告申し上げます。

執行部より、詳細にわたり説明がありましたが、内容は割愛させていただきます。

この議案第3号については、質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全

会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成25年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）についてを御報告申し上げます。

執行部より、詳細にわたり説明がありましたが、内容は割愛させていただきます。

この議案第4号は、質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成25年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを御報告申し上げます。

執行部より、詳細にわたり説明がありましたが、内容については割愛させていただきます。

委員より、美祢市の実態とその対応について、特別養護老人ホームに地域密着型からシフトされ、さらに居宅介護型にシフトされるが、第五次介護計画に沿った運用がなされるか、計画についてはどうかとの質問に対して、執行部より、国・県におきましても、来年度以降、居宅型に進み、医療として訪問診察、介護として訪問介護にシフトされ、医療費・介護給付費もそちらにシフトされると思います。美祢市も来年度以降、研修会等を通して、看護師等人材育成を進めていくことが基本的な姿勢ですとの答弁がありました。

さらに委員より、居宅介護についてはまだまだ課題・問題点が多いが、地域包括支援センター職員等と情報交換を行ったり、美祢市内だけでなくいろいろなところから情報収集をされているのかとの質問に対して、執行部より、市健康増進課や地域包括支援センターで認知症サポート養成講座等を行っていますが、現状をさらに強化していきますとの答弁がありました。

さらに委員より、地域密着型とか予防のサービス給付事業が減額になっているのはどうしてかとの質問に対して、執行部より、地域密着型のサービスが非常にふえており、予防型はなかなか進まないのが現実です。計画より予防給付費が下がってきていますとの答弁がありました。

委員より、事業の種類が大変多くわかりにくいので、予算額の増減や、美祢市の全体像が一目でわかるような表の作成をお願いしたいとの要望がありました。

委員より、当初予算に比べ今回の補正予算が1割弱増額になっているので、今後は介護予防に力を入れて、介護予防費を減らさず、ふえるようお願いしたいとの要



望がありました。

このほかには質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成25年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを御報告申し上げます。

執行部より、詳細にわたり説明がありましたが、内容については割愛させていただきます。

この議案については、質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号美祢市へき地保育所の指定管理者の指定についてを御報告申し上げます。

執行部より、美祢市豊田前保育園の指定管理期間が平成26年3月31日をもって満了となるため、現在、指定管理を受けている紫光会を再指定したいので、市議会の議決を求めるものですとの説明がありました。

この議案については、質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号美祢市児童クラブの指定管理者の指定についてを御報告申し上げます。

執行部より、伊佐児童クラブの指定管理期間が平成26年3月31日をもって満了になるため、現在、指定管理を受けている伊佐さくらっ子クラブを再指定したいので、市議会の議決を求めるものですとの説明がありました。

この議案については、質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号美祢市地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを御報告申し上げます。

執行部より、美祢市地域活動支援センターあじさいの指定管理期間が平成26年3月31日をもって満了になるため、現在、指定管理を受けている社会福祉法人美祢市社会福祉協議会を再指定したいので、市議会の議決を求めるものですとの説明がありました。

委員より、今まであじさいに通われていた方が新しくできたB型就労施設りんど

うに移られ、人数が3人程度になっているようだが、あじさいの今後の事業計画によると、10人で設定してある。今後の取り組みについてはどうかとの質問に対して、執行部より、定員が10名となっており、今後につきましては相談支援センターや美祢市窓口の地域福祉課など、障害者からの相談を受けながら入居者の増加等に対応していきたいと考えていますとの答弁がありました。

さらに委員より、あじさいで働く人や指導員の方が減ってきて、さらに建物も古くなり、安全面等についての対策はどうされるのかとの質問に対して、執行部より、新たに利用者等の確保に向けて、トイレの改修、車椅子の方も利用できるような若干の改修工事も予定していますとの答弁がありました。

さらに委員より、あじさいに入所される利用者の要望等を十分聞いて対応してほしいとの要望・意見がありました。

ほかに質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定についてを御報告申し上げます。

執行部より、美祢リサイクルセンターの指定管理期間が平成26年3月31日で満了となりますので、平成27年3月31日までの1カ年間、有限会社美祢環境クリーンを指定管理者として再指定したいので、市議会の議決を求めるものです。平成12年度から始まって、平成25年度が最終年度に当たりますとの説明がありました。

指定管理期間が1カ年と説明があつたが、その後は何年を目途にする計画かとの質問に対して、執行部より、現在、残余量は約50%で、今後15年間を目標にしていますとの答弁がありました。

このほかに質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号美祢市八代ぬくもりの里交流センターの指定管理者の指定についてを御報告申し上げます。

執行部より、八代ぬくもりの里交流センターの指定管理期間が平成26年3月31日をもって満了となるため、現在、指定管理を受けている八代ぬくもりの里を再指定したいので、市議会の議決を求めるものですとの説明がありました。

この議案について質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についてを御報告申し上げます。

執行部より、美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理期間が平成26年3月31日をもって満了となります。新たな指定管理者を選定するに当たり、美祢市公の施設指定管理者の指定等に関する条例に基づき、公募形式により諸手続を行った結果、平成26年4月1日から3カ年間、企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団を指定管理者として指定したいため、市議会の議決を求めるものですとの説明がありました。

委員より、指定管理候補者選定審議会での採点は何を基準に設定しているのか。経費の削減に関する配点が小さいのはなぜか。また、選定しやすいように細目はあるのかとの質問に対して、執行部より、配点の基準はほかの市を参考にしています。配点基準が異なるのは、審査委員の数が異なるためです。また、経費項目の配点を下げるのは、総務省の助言もありました。さらに、公の施設の管理運営の原則は、あくまでも民間事業者のノウハウと自発性を活用することが基本です。採点の項目については、それぞれの所管課で大項目を設定し、さらに小項目を設定して細やかな採点をしていますとの答弁がありました。

委員より、この施設は年間利用者が5万8,000人ぐらいの大きい施設だが、選定審査委員は誰が行っているのかとの質問に対し、執行部より、選定審査会要綱の規定により3人から10人の組織で行い、施設の設置目的及び特性を考慮し、必要に応じて委嘱することがありますとの答弁がありました。

さらに委員より、大きい施設の選定審査は、透明性の確保が大切と思うので、審査員の人選に十分配慮してほしい。また、説明中、自主事業という項目があるが、中身は何かとの要望と質問に対し、執行部より、自主事業とはサービス向上に向けた特別提案で、民間業者のノウハウと自発性を活用するためのもので、現に、武雄市の市立図書館等は自主事業を高く評価された一例です。さらに、採点は、記載された内容のよしあしや記載量、プレゼンテーションの仕方等、いろいろな面で点数が出ますとの答弁がありました。

委員より、行政から指定管理者への管理内容、改善策の指導、投げかけ等は行っ

ているかとの質問に対し、執行部より大きい施設の施設改善、法律面での運用、備品の長寿命化等、いろいろ双方で検討しながら協議していますとの答弁がありました。

このほかには質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号土地改良事業の施行についてを御報告申し上げます。

執行部より説明がありましたが、内容につきましては割愛させていただきます。

この議案について質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

付託されました議案17件については、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、その他の項について御報告申し上げます。

委員より、学校給食の件で、10月29日、小学校給食において異物混入があったとのことで、議会にも報告がないし、その原因、経過、対策等を保護者へ報告されたかお尋ねしたいとの質問に対して、執行部より、10月29日、それに12月5日にも別の事案が発生しております。学校給食のパンの中に異物が見つかり、1.5センチの細い針金状の金属、2回目はプラスチック状の黒い破片で、両日とも児童にはけがや健康被害はありませんでした。

10月29日の事案発生後、早急にパン製造業者並びに県学校給食会に報告し、原因究明、今後の対策等を要請しましたが、11月25日の時点では混入経路等は不明であるとの報告を受けました。原因、経緯など不明であり、保護者には、報告をしていないところです。今後の対策としては、金属探知機の設置、機械のメンテナンスの見直し等、安全対策を講じるとの報告を受けました。その結果が出るまで当該業者からの伊佐共同調理場への納入は中止し、現在は納入業者の変更や米飯給食に変更して対応していますとの答弁がありました。

さらに委員より、対応が遅過ぎる。10月29日の時点で今の答弁内容で対応すべきではなかったか。異物混入や食感がおかしいなど、すぐ先生に報告する等、十分指導すべきではなかったかとの問いに対して、執行部より、異物混入等があった場合、校長会等で校長先生から先生へ、早急に連絡するよう指導しています。教育委員会でも再度指導していきますとの答弁がありました。

さらに委員より、2回目の事案、プラスチック異物について、該当児童の保護者へ12月7日の時点で報告がなく、不安がられているので早急に対応をお願いしたいとの強い要望がありました。

委員より、今回の学校給食用パンに異物混入がありましたが、発生後、直ちにパン製造業者に行かれて、金属探知機などの設置について確認されたかとの問いに対して、執行部より、今回のパンがゴマパンで、ゴマを納入している業者にも原因調査を依頼しましたが、経路が不明で、対策のおくれが生じました。再度依頼し、金属探知機の設置やメンテナンスの見直しを行うとの連絡を受けましたとの答弁がありました。

さらに委員より、問題発生後、パン製造業者から再発防止策等、起こらないような報告書が提出されたかとの問いに対して、執行部より、パン製造業者から報告書が上がってきたのが11月25日で、約1カ月かかっていますとの答弁がありました。

さらに委員より、信用ある業者の選定が必要で、原材料の小麦粉、ゴマ等の選別、金属探知機の設置等、十分配慮し、学校側の信頼回復、保護者への対応等見直していただきたいとの強い要望がありました。

次に、委員より、秋芳北中学校、南中学校の統合問題があるようだが、耐震化工事の経費はどのぐらいかかるかとの問いに対して、執行部より、秋芳南中学校の耐震化工事は済んでいますが、北中学校は管理棟、教室棟の2棟あり、大規模な改修工事が費で、概算で3億円から4億円かかりますとの答弁がありました。

次に、執行部より、下関市・美祢市消防指令センター運用業務における救急自動車の現場到着遅延事案についての報告がありました。内容につきましては、テレビ・新聞等で報道されていますので割愛させていただきます。

さらに、10月10日より、下関市・美祢市消防指令センターで共同運用を開始しており、指令要員16名中、美祢市消防本部から2名の職員を派遣しています。事故防止のため、改善計画及び対応マニュアルの内容を遵守することや、下関市消防局と連携を密にし、住民サービスに全力を尽くしますとの報告がありました。

委員より、救急の通報をする際、固定電話で119番した場合、ピンポイントで場所がわかるが、携帯電話で緊急通報した場合、ピンポイントで把握ができないか。どのような注意が必要か。また、地図データの登録がない住所は、下関

市・美祢市の全世帯14万2,000世帯のうち4万5,000世帯に上るようだが、通報する際の注意事項を市民の皆さんに知らせる必要があるのではないかとこの問いに対して、執行部より、携帯電話からの通報は、種類、GPS機能の有無など、場所が完全にヒットしないケース等もあるのが現状です。また、固定電話の場合、NTTシステムとゼンリン地図のふぐあい等の関係があり、このような問題点が発生します。通報内容、氏名、電話番号、地番等の再度確認をしながら対応してまいります。これからも、市広報、消防独自の広報紙等を通じながら周知してまいりますとの答弁がありました。

以上をもちまして、教育民生建設観光委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども所管事項の審査を行うことを議長に申し出ていますので、申し添えます。

〔教育民生建設観光委員長 岩本明央君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 教育民生建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。  
三好議員。

○9番（三好睦子君） お尋ねします。

この4号議案の介護保険事業ですが、保険給付費において約2億5,000万円に近い金額の補正が組まれていることに対して審査がなされましたでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（秋山哲朗君） 岩本委員長。

○教育民生建設観光委員長（岩本明央君） 先ほど委員さんからの質問の中に、1割弱増額になっているというようなことで質問がありました。それに対する執行部からの答弁もありましたが、特にそれ以上深い議論はしておりません。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） よろしいですか。はい、どうぞ。三好議員。

○9番（三好睦子君） 今後のサービスの需要量、市長の提案説明では、今後のサービスの需要量の変更見込みでとありますが、2億4,989万円の追加とありますが、この高額な補正にはどれぐらいの意見だったのでしょうか。余り詳しい意見とかは出されなかったわけでしょうか。

○議長（秋山哲朗君） 岩本委員長。

○教育民生建設観光委員長（岩本明央君） 先ほど申し上げましたように、そういう

説明がありまして、そのほかに質疑、意見はなくということで、採決の結果、全員異議なくということで、1割弱の増額のことについての協議なり報告はありました。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） ただいまの委員長報告の中の議案第22号、すなわち美祢市勤労福祉会館、美祢勤労者総合福祉センターの指定管理問題について御質問申し上げます。

本議案の指定管理者の選定は、5名の審査委員によって行われ、その審査委員の中に両施設の関係団体または関係機関の役職員、すなわち特定の金融機関の支店長が参加されていたと、このように本定例議会の冒頭にも私確認いたしました。それで、この金融機関の支店長について、審査委員としての適格性、適正か否かということについて、質疑または議論がありましたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（秋山哲朗君） 岩本委員長。

○教育民生建設観光委員長（岩本明央君） 坪井議員の御質問につきましては、そのような議論、審査はございませんでした。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 2件についてお尋ねしたいと思います。

まず、14号議案、桂木山麓自然公園村について、さきにも質問をしたと思います。議論の中で、非常に近年の利用者が少ないということでありまして、年平均が6人ぐらいであるというような報告があったと思うんです。当面、今年度、どういう状況であったか、それから廃止または休眠、いわゆる下で、白糸の滝のところでそうめん流しをやっているわけです。非常に食を供するところの上につくられた施設でありますし、そこに、利用者からしたら、知っているものは、感じが悪いなというような声も聞いているんです。

そこで、委員会として、休眠または廃止について議論をされたかどうか。この間質問をしましたら、回答は、28年までは廃止もできんだろうというような感じで受けとめたんですが、休眠ということもあり得ると思うんです。施設が故障すればそれで、修理せんにゃそれで終わるんですが、その辺はひとつ議論されたかどうかをお聞きしたいと思います。

それからもう一点は、22号ではなくて20号、廃棄物処理施設の指定管理者の選定について、27年3月31日までということで、1カ年の指定管理、委員長報告で確か残余利用期間が15年とかいうような報告が今あったと思うんです。それ以上は何もなかったんです。なぜ1年かという質問に対しての委員長報告もなかったんで、ちょっと理解ができないんです。なぜ1年だったかというのを、もう少しわかりやすく御説明願いたいと思います。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岩本委員長。

○教育民生建設観光委員長（岩本明央君） 14号議案につきましては、そういうようなことは、説明だけで、全く委員会におきましては質疑、意見はございませんで、もちろん議論もしておりません。

それから、先ほどの20号につきましては、さっき御報告申し上げましたように、12年度から始まって26年度が最終ということで、これが15年間——16年間か、で当たりますということで説明がありまして、あと1年ほどが今までの期間に入るということで、あと1年がその期間になると。改めてその1年が過ぎましたら、残余量が50%、15年間あるので、それからまた、ということだと思っておりますが、時にそういうふうなことはありませんでした。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） それはちょっと理解できないです。最初の、いわゆるどこか土地の賃貸契約だとかなかにかあるわけですか。何かがないと、15年、いわゆる平成12年から26年と今おっしゃったんですけど、なぜ1年にしたかという理由をわかるように説明していただきたいというふうに申し上げただけですが。

○議長（秋山哲朗君） なぜ1年なのかという説明があったかないか。（「ないです」と呼ぶ者あり）なけりゃないと言わんと。あったかね。あると思うんじゃないけども。ちょっと委員長、確認のために休憩をとりましょうか。

○教育民生建設観光委員長（岩本明央君） はい、済みません。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと確認のために暫時休憩しますので。

午前10時50分休憩

.....



午前11時00分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩本委員長。

○教育民生建設観光委員長（岩本明央君） 先ほどの御質問にお答えいたします。

私のほうの執行部からの説明の一部説明不足でございまして、先ほど申し上げましたように、それになお、今回の指定期間を1年間といたしましたのは、美祢市一般廃棄物最終処分場の埋め立て期間が平成12年から平成27年度3月31日までの15年間と設定しているためです。こういうのが説明がありまして、これが説明不足でございました。

今後の美祢市一般廃棄物最終処分場の対応につきましては、廃棄物のリサイクル等の推進により、施設の残余量には余裕があることから、関係地区と埋め立て期間の延長で協議を進めているところでありますというような答弁がございました。

以上でございます。大変御無礼しました。

○議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生教育観光委員長の報告を終わります。

続いて、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 河本芳久君 登壇〕

○総務企業委員長（河本芳久君） ただいまより、12月10日開催の総務企業委員会の報告を行います。

委員会には、委員全員出席のもと、総務企業委員会に付託されました市長提出議案4件について審査いたしました。つきましては、審査の概要及び結果について報告いたします。

議案第8号美祢市税条例の一部改正についてを議題とし、執行部に説明を求めました。執行部より、今回の条例改正は、地方税法の一部改正に伴い美祢市税条例の一部を改正するものであり、その主な内容は、個人住民税の公的年金からの特別徴収に係る件や、金融所得課税に関するものであるとの説明がありました。

委員より、個人住民税の税額の変更があった場合どうなるのか。また、上場株式等に係る分離課税について、市の税収がどのくらいふえてくるかとの質問がなされ

ました。

執行部より、年金からの特別徴収は年金所得になり、その他の所得については普通徴収になります。税額の変更があった場合は随時変更をかけることになります。また、上場株式等については、総合課税と分離課税とがあり、選択は個人の自由になっているため、試算はできないとの答弁がありました。

委員より、金融証券課税について、現状と改正された点をわかりやすく説明してほしいとの質問がありました。

これに対して、執行部より、株式と公社債は別々の課税方式をとっていましたが、今回の改定で、上場株式等に係る課税方式を公社債にも認めることになりました。また、株式については、これまで上場と非上場は同じグループで課税されていましたが、上場株式と特別公社債、非上場と一般公社債が同じグループになり、それぞれのグループで課税され、損益通算されることになりましたとの答弁がありました。

委員より、変更の結果、例えば投資する側にとってどんな影響があるのかとの質問がありました。

執行部より、公社債については株式と同様の課税となるので、投資家にとっては一本化されるのでわかりやすくなりますとの答弁がありました。

委員より、公社債等の譲渡益の課税は、現行課税が20%の分離課税となるが、市の税収への影響はどうかとの質問がありました。

執行部より、公社債の譲渡所得については、原則分離課税となりますが、納税者が総合課税を選択することもできます。総合課税では、10%の課税で6%が市民税、4%が県民税、分離課税では5%の課税で3%が市民税、2%が県民税になりますとの答弁がありました。

他に質疑はなく、本案に対する意見として、委員より、本案はお金持ちの優遇政策に思われるので、本案には反対しますとの意見がありました。

その他意見なく、採決の結果、賛成多数により、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、執行部に説明を求め、その後質疑を行いました。

執行部より、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、使用料等の条例改正が一部必要になったので、改正を行うとの答弁が

ありました。

委員より、使用料がどう変わるのか、簡単に説明してほしいとの質問がありました。

執行部より、消費税が5%から8%に変わるので、3%使用料が上乗せで徴収されることになるとの答弁がありました。

委員より、公の施設は以前改正があったので、当面使用料は上げないと説明されているが、何年か後には上げられるのか、また、使用料、手数料は非課税ではないか。との質問がありました。

執行部より、使用料、手数料の改正については、平成24年4月に策定した使用料、手数料見直しに関する基本方針に基づいて決定しており、見直しは4年ごとに行うことになっています。今回は、見直しは実施しないこととしていますとの答弁がありました。

委員より、4年たった次の改正時には消費税3%は上乗せされるのかとの質問がありました。

執行部より、当然のことながら、3%に伴う経費の上乗せはできます。一概に消費税が上がったから料金がすぐ上がるといったものではありません。しかし、3年間の積算に基づいて改定を行うこととしていますとの答弁がありました。

委員より、消費税率が上がったことで、病院事業の収益にどんな影響が出るのかとの質問がありました。

執行部より、来年度は診療報酬改定の年になっており、今、国のほうで検討していますが、病院サイドでは消費税の上乗せ分については、診療報酬のほうで見ていただきたいと要望しております。これが上乗せできないと、病院経営に直ちに響いてくるということになりますとの答弁がありました。

委員より、日本共産党は、消費税に反対していますので、本議案には反対との意見がありました。

他に意見はなく、採決の結果、賛成多数で議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号は、平成25年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）を議題として執行部に説明を求めました。

執行部から、このたびの補正は、上水道の拡張事業で、工事予定が来年度に変更

になったので、事業費の減額と財源の調整をするものですとの説明がありました。

委員より、工事が翌年度に回った理由はJ Rの都合によるものかどうか、この点について説明が求められました。

執行部より、工事には踏切を横断する箇所が3カ所あり、J Rと協議を行ってききましたが、今年度はできないとの回答がありました。来年度早期着工のお願いを広島支社にお願いしていますとの答弁がありました。

委員より、企業債が1,000万円ふえているが、この理由は何かとの質問がありました。

執行部より、工事終了により工事負担金が入る予定にしていたましたが、これが入らないので、財源不足の調整に企業債で補うものですとの答弁がありました。

このほか本案に対する質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なしで、議案第7号平成25年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを議題とし、執行部に説明を求めました。

委員から、質疑、意見はありませんでした。採決の結果、全員異議なしで議案第16号は原案のとおり可決されました。

その他の意見として、委員より、昨日の教育民生建設観光委員会で市の学校給食で異物混入問題が議論され、きょうの新聞に報道されています。あすの予算委員会でこの経緯を説明していただきたいとの要望がありました。

林副市長から、予算委員会で答弁の機会が与えられれば、教育委員会から経緯や対策について説明させることができますとの答弁がありました。

本委員会としては、この件については、あすの予算委員会で執行部に説明をを求めることを議長に申し出ることにいたしました。

以上をもちまして、本委員会は全て審査を終了いたしました。

なお、閉会中といえども調査審査が必要であれば、議長の許可を得、本委員会を開催することを申し添えておきます。

〔総務企業委員長 河本芳久君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。坪井議員。

○3番（坪井康男君） 今の総務企業委員長の報告に対する質疑というよりも、念の

ため確認をさせていただきます。

9号議案の消費税の問題です。後に、篠田市長統合戦略局長のほうから、消費税、自治体にどういうふうにかかるのかかからんのかという御説明がありました。それで、念のため私、確認いたしましたら、こう理解したらいいそうです。

一般会計に関するもの、それから特別会計に関するものについては消費税はかからない。理由は、預かり消費税と支払い消費税を、この二つの会計については同一とみなすということですから、消費税はかからないということなんで、はなから免税じゃないんです。受け取りと支払いとを同額とみなすから、結果において消費税はかからない。しかしながら、企業会計、病院だとか上下水道会計、これについてはそういう規定がないので消費税はかかると、こういう説明だったと思います。

執行部のほうから回答できない状況なんで、それで間違いじゃないかどうかだけちょっと、確認のため言っただけませんかでしょうか。

○議長（秋山哲朗君） 委員長のほうからありますか。河本委員長。

○総務企業委員長（河本芳久君） 中身を詳しく全部概要を報告することを、概要として報告いたしましたので、報告には載せておりません。

なお、坪井委員も総務企業委員会でそのことを確認しておられますので、今言われたところは事実でございます。

○議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。岩本議員。

○11番（岩本明央君） その他の項目になると思いますが、太陽光発電という例の美東町真名の徳坂、それから綾木の瀬々川のところになるわけですが、これは残土処理等を活用しての太陽光発電ですが、これについての質問なり議論等はありませんかでしょうかお尋ねいたします。

○議長（秋山哲朗君） 河本委員長。

○総務企業委員長（河本芳久君） 提出議案にはございませんし、委員のその他の意見として、この件について委員からの質疑はございませんでした。

○議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

続いて、予算委員長の報告を求めます。予算委員長。

〔予算委員長 高木法生君 登壇〕

○予算委員長（高木法生君）　ただいまより、予算委員会の委員長報告を申し上げます。

それでは、さきの本会議において本委員会に付託されました市長提出議案1件につきまして、去る12月11日午前9時30分より、委員全員出席のもと審査をいたしましたので、その審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

平成25年度美祢市一般会計補正予算（第7号）について、執行部より、人件費を初め当面必要とする経費及び電気自動車充電設備設置等事業実施に伴うもの等についての補正を行い、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億7,229万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億2,908万6,000円とするものですとの説明がありました。

それでは、主な質疑について御報告申し上げます。

委員より、職員の中途退職で職員数が2名減少ということだが、事業のフォローはどのようにされているかお尋ねしたいとの問いに対し、執行部より、職員の補充はありませんが、内部的な人事異動や事業の見直し、係の業務分担の見直し及び臨時職員で対応している状況ですとの答弁がありました。

さらに委員より、来年4月からの消費税8%導入時より、新たな児童手当の給付が検討されているようだが、今回の電算システムの改修はそれに関連するものかとの問いに対し、執行部より、今回のシステム改修は、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度導入に伴うものであり、その他の事項は含まれていませんとの答弁がありました。

他の質疑については、割愛させていただきます。

本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本議会で本委員会に付託されました議案1件につきましての審査を終了いたしました。

次に、教育長より、学校給食に関して、学校給食において提供されたパンの中に金属片のような異物が混入していたという事案がありました。幸い健康被害はなかったものの、児童・生徒や保護者の皆様に大きな不安を与え、信頼を失ったことは大変遺憾であり、真摯に受けとめています。

教育委員会としては、今後の再発防止に細心の注意を払い、学校給食の安全性の

確保と信頼回復のため、一層気を引き締めて取り組んでまいりますとの報告がありました。

さらに、執行部より、本件事案の発生場所、時期、混入異物の形状等についての詳細説明があり、現在、パン納入業者等に徹底的な原因究明と今後の具体的な安全対策を要請していること、教育委員会においては、調理場関係者による緊急会議を開催し、対応マニュアルを今後作成すること、市内共同調理場の給食を2学期終了まで米飯給食とすることなどの対策を実施するとの説明がありました。

最後に、教育長より、今回の学校給食異物混入について、事案発生後の教育委員会の対応の中で、保護者や児童・生徒に対する情報提供におくれがあったことをおわび申し上げます。今回の事案を教訓として、今後は迅速な情報提供と適切な対応を図っていききたいと思っておりますとの報告がありました。

報告後の質疑については、割愛させていただきます。

その他として、委員より、2015年、再来年、吉田松陰の妹の文を主人公とするNHKの大河ドラマ「花燃ゆ」の放映が発表された。明治維新の歩み始めるきっかけとなった美祢市の大田・絵堂の戦いから来年150周年を迎えることもあり、この大河ドラマの中に取り入れていただきたいと考えるが、今後の対応についてお尋ねしたいとの問いに対し、執行部より、このたびのNHK大河ドラマの放映の発表は、本市におきまして大田・絵堂戦役150周年を迎えるまさに時宜を得たものです。現在、大田・絵堂戦役150年記念事業については、実行委員会も立ち上がっており、行政も加わり事業を盛り上げていこうと考えています。また、ドラマ等のロケ地の誘致を行うフィルムコミッションの準備委員会を立ち上げています。

山口県が策定した観光推進計画の中でも、4年間観光戦略の柱の一つに明治維新が設けられており、この大きなプロジェクトや大河ドラマを利用し、本市の観光PRを推進していきたいと思っております。具体的には、県の観光振興課及び観光連盟に協議の場を設けていただくよう要請するとともに、来年度予算に向け取り組みを示していきたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、大田・絵堂の戦いと関連のある金麗社は教育委員会の管轄だが、観光部との協議も必要と思うが、どのようにお考えかとの問いに対し、執行部より、実行委員会は教育委員会の文化財保護の担当になりますが、実行委員会では27年2月に向けて式典の開催、そして大田・絵堂戦跡ガイドブックの発行、広報宣伝活

動等を計画しています。

市長からも、大田・絵堂戦役の意義と価値を、150周年を契機に広く情報を発信していくよう強い指示もありましたので、総合観光部とタイアップして取り組みたいと考えていますとの答弁がありました。

以上をもちまして予算委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども本委員会に関する件について引き続き審査をすることを議長に申し出ておりますので、併せて御報告申し上げます。

〔予算委員長 高木法生君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 予算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、予算委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま教育民生建設観光委員長、総務企業委員長、予算委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

これより議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第8号美祢市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○9番（三好睦子君） この市条例の議案第8号ですが、今回の税制改革は、多くの金融資産を保有する資産家ほど税制面の恩恵を受けることになる富裕層優遇の拡大にあることが含まれていますので、この議案には反対をいたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕



○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第9号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○9番（三好睦子君） 当然ながら、日本共産党はこの消費税増税に反対しております。ですから、この本案についても反対をいたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第10号美祢市立小学校設置条例及び美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第11号美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第12号美祢市高齢者保健福祉推進会議条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第13号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○9番（三好睦子君） この13号の議案では、8号議案との税制改革と関連をしております。富裕層優遇の施策なので反対をいたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） この議案13号に関しまして、美祢市国民健康保険税条例の一部改正に反対されました。これは毎回反対討論されておりますので、ここで賛成討論を行いたいと思っております。

いずれにしても、国民健康保険税条例の一部改正なんですけれども、こういったところのものというのは、ほんとに今、歳入歳出しっかりと数字を見ていきますと、国民健康保険税は実際、前年よりも1,800万減っておりますし、国からの国庫支出金も1億8,700万円約減っています。そういった半面、今度は給付、受ける、こういった病院等行って医療機関に支払うお金というのは、逆に1億9,800万円程度ふえてきているわけです。そういったところで、もうやりくりができない、

こういった状況。

ましてや、今回社会保障制度の中で、この難病対策として54の今難病対策を今度300まで種類を拡大して、そういったところのほんとに困っている方を助けていきたいということで、税金を投入してそういった方が医療を受けやすくなる、こういう形をほんとに国レベルでまた行っているわけです。そういったところをしっかりと私たちは考えて見ていかなくちやならないし、また、こういったところの基金も2億5,000万程度あって、もしこういったところのものを医療費を、税を安くするために投入せえとかそういった話もありますけど、実際、例えば急にインフルエンザがふえて医療費がたくさんかかったりとか、また災害等あったときに、こういったお金が、基金がないともうどうしようもなくなってしまうと。こういったところの形での税条例一部改正という意味合いも十二分に含まれていると思っております。

そういった私たちの皆保険制度の中でその命を守っていく、そういったためのこういった税改正であると、私は思っているわけでございます。そこで、あと金持ちから、そういったところから優遇するというんじゃなくて、実際、ほんとに難病等で困っている方、そういったところのものにしっかりと今回のこの条例が入っている、そういったことをしっかりと踏まえながら見ていかないと、私はいけないんじゃないかと思っておりますので、そういった面におきましては、今回この国民健康保険税条例一部改正に関しましては、賛成として討論をいたします。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第14号美祢市桂木山麓緑地自然公園村の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第15号美祢市秋芳シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第2号平成25年度美祢市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○9番（三好睦子君） 今回の補正に反対はいたしません、職員さんの数の少ない中、ジオパーク等で人事異動もあり、部署によっては残業も恒常化し、職員の疲労が重なっているのではないかと思います。業務分担の見直しもするということがございましたが、職員の過重労働にならないように、職員数をふやすことなどの対策をお願いいたしまして、意見といたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であ

ります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第3号平成25年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○9番（三好睦子君） 今年度から国保税が値上げされていますので、反対をいたします。

今回の補正では、繰越金が1億7,000万円あり、予備費も7,300万円あります。このうちの4,300万円を使えば、1世帯に1万円の保険料の引き下げができるのではないかと思います。国保税の引き下げを求めて、意見いたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 国保税の一部条例改正のときも言いましたけれども、今回のこの25年度の美祢市国民健康保険事業の特別会計補正、こういった討論の中で、今回消費税、来年の4月から8%になります。2年後から、10月からは10%という形で、その財源というのは私もいつかお話ししましたけれども、13兆か14兆円になります。そういったところでさっき申し上げましたように、この難病等この54を300まで拡大したと言いました。そういったところに、今回、消費税で上げた分をしっかりと社会保障の医療の部分に充てていくという形でなっております。

そういったことをしっかりと踏まえながら、それをしなければ、そしたら何で財源を充てがっていか、私たちしっかりとこれ見ていかなくちゃならない。皆さんが助け合いながら国民皆保険制度を守り、維持していくことが非常に重要なわけがあります。

そういったところを、消費税がもし上がらなかつたら、上げんほうが一番いいんですけれども、上げなかつたら赤字国債でいつまでたってもこの1,000兆円を越えるような段階でどんどんふえていく。そうなると、日本の沈没はもう目に見えてわかるわけです。だからこそ、やむを得ん状態で消費税率のこの引き上げ、イギ

リスでは20%、スウェーデンは25%、もうこういう形でなって、だからこそ低所得者は大変だからといって、酒とそして外食を除く食品には、ドイツでは7%、スウェーデンでも6%程度、そういう形で軽減税率をしっかりと進めているわけです。

それと後、社会保障をしっかりと充てていく、そういったところを見据えていかないと、そういったことを、消費税上げなかったら赤字国債で発行して今の医療を維持していかなくちゃならないと非常に大変なわけ。だから、反対するのも結構ですけれども、そしたらこの税収がふえていく、そういったところの我々が納得するような前向きな提案をしっかりとされたらいいんですけれども、幾らいまだたっても何らないというのも寂しい話であるわけであります。

だから、そういった点をしっかりと私は踏まえながら、賛成討論という形でお話をさせていただき、賛成討論をさせていただきました。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第4号平成25年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

日程第13、議案第5号平成25年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○9番（三好睦子君） この5号の提案説明で、今後のサービスの需要量の変更見込みで2億4,989万円の追加補正がされていますが、この中の居宅介護と地域密着型、施設介護の三つの事業の中で見ますと、補正額は今年の予算額の、決算額ではなく予算額に対して1億7,000万円以上も補正されています。

第5期保険事業計画に施設、居宅系サービス利用者推計と、要支援、要介護の利用者対象の推計でも大きな変化はありません。昨年、新しい施設や事業所ができています。事業量がふえたとしても、市内の利用者数に大きな変化はないはずではないかと思えます。

この2億4,989万円も増額した、この補正予算には納得ができません。したがって反対です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第6号平成25年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○9番（三好睦子君） この後期高齢者医療制度には、この制度に反対をいたします。高齢者いじめのこの制度です。反対をいたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第7号平成25年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第16号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号美祢市へき地保育所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。



これより議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第18号美祢市児童クラブの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第19号美祢市地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第20号美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第21号美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第22号美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。坪井議員。

○3番（坪井康男君） これから、本案に反対の立場で意見を申し述べます。

既に御案内のように、今定例議会には六つの公の施設の指定管理者の選定に関する議案が提案されておりますが、そのうちの五つが非公募による選定で、この美祢市勤労福祉会館、美祢勤労者総合福祉センターのみが公募の方式で選定されております。

美祢市指定管理者制度に関する指針というのがございます。平成24年6月に行政改革推進室が作成されておりますが、この中に、公募、非公募の決定に関する規定というのがあります。これによりますと、指定管理者の選定は、例外的には、公の施設の設置目的、性格、規模等により公募に適さない場合、その他、公募を行わないことについて合理的な理由がある場合には非公募によることができますが、選定過程における透明性の確保と競争性の観点から、原則として公募によるとされております。

本議案の二つの施設の指定管理者の選定は、したがって、公募の方式で選定が行われて、企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団が選定されております。この事業団は、既に平成16年からずっと継続して、業務委託もしくは指定管理を受け、29年までですから通算13年間、業務委託もしくは指定管理を受けてある、こういうことに相なります。したがって、外形的に見ますと公募といえども、実態的には非公募と同じような選定ではなかろうかという疑問が生じるところでございます。

それで、本議案の利用施設の指定管理者として事業団を選定した審査委員の構成並びに審査の内容に、透明性の確保並びに競争性の観点から、納得、同意できない点がありますので、反対をいたします。

その同意できない点を以下、申し上げます。

まず、審査委員の構成についてでございますが、これは、審査委員の選定、審査会要綱というのがありまして、6項目ほど、六つの分野から委員を選定するというようになっておりまして、その中の2番目に、関係団体または関係機関の役職員というのがあります。つまり、この二つの施設に関係する団体、または関係する機関の役職員を選定すると、こういうことになっております。

それで、私は今議会冒頭にも商工労働課長さんに質問をいたしましたけれども、この審査委員の1人として大きな疑問を持ちますのは、この関係団体の役職員として、労働関係の金融機関の支店長さんが選任されておるということでございます。私は、この支店長さんは利害関係者ではなかろうかという大きな疑問を持っております。

先ほど引用しました指定管理制度に関する指針の中に、こういうのがあります。審査委員の2親等以内の親族が申請団体の役員を務めている場合は利害関係者とみなし、当該委員は審査には加われないと、こういうことになっておりますが、これは一つの例示的なことでありまして、そのほか、いわゆるその利害関係者と考えられる者については委員として不適格だろうと、私は考えるところであります。

審査委員は、当然ながら、当たり前なんです、中立、公平、公正で、審査の透明性と競争性の確保が実質的に求められるということは、もう当然のことなんです、外形的あるいは形式的にも公正な審査が行われておるということを担保するためのこれは規定でございまして、その意味からいって、今回のこの二つの施設の審

査委員に労働関係の金融機関の支店長の審査委員長としての的確性は、私はないと、  
こういうふうに思っております。

12月6日に、この定例会の冒頭に私が質問をしたときに、河村商工労働課長は  
次のように答弁をされています。これ、繰り返し、私ビデオで確認しましたので、  
そのまま再現します。審査会の中に関係団体の役職員とありますが、美祢市勤労福  
祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターは、労働者の関係の施設ということもあり  
まして、労働者の方々に常日ごろからいろいろと接点が多いというところもござい  
ましたので、労働関係の金融機関の支店長に来ていただきましたと、このように答  
弁をなさっております。

私は今回この両施設の指定管理者候補に選定された企業組合美祢市中高年雇用福  
祉事業団と労働関係の金融機関の支店長との関係はよくわかりませんが、河村課長  
の答弁によりますと、労働者の関係施設ということもありまして、労働者の方々に  
常日ごろからいろいろと接点が多い労働関係の金融機関の支店長を審査委員の1人  
に選任したとされる点は、少なくとも外形的、形式的には利害関係人を審査委員に  
したと受け取られても仕方がないと私は考えます。

一番大事な点は、外形的にしか一般市民わかりません、この審査の内容は。その  
市民の目から見て適正に選任されたと、審査会の委員によってきちんとした審査が  
行われたというそういう認識、あるいは評価ができるように、市民の期待に答えら  
れるか否か、これが一番大事だと思います。

今回の審査委員は、そういった観点から、市民の信頼を得るに十分ではなかった  
というふうに考えますので、本議案に反対をいたします。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決で  
あります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決され  
ました。

日程第23、議案第23号土地改良事業の施行についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。なお、この間に、議会運営委員会の開催をお願いいたします。

午前11時59分休憩

.....

午後 1時15分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告いたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

ただいま机上に配付いたしましたものは、議事日程表（第4号の1）、委員提出決議案第2号及び委員提出決議案第3号、以上の3件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。日程第24及び日程第25を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第24及び日程第25を日程に追加することに決しました。

日程第24、議員提出決議案第2号中国縦貫自動車道における事故多発区間の抜本的事故防止対策に関する要望決議について及び日程第25、議員提出議案第3号総合支援学校の設置を求める要望決議についてを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。

〔荒山光広君 登壇〕

○15番（荒山光広君） それでは、議員提出決議案第2号中国縦貫自動車道における事故多発区間の抜本的事故防止対策に関する要望決議について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、本案を提案するに当たりましては、河本芳久議員、岩本明央議員、高木法生議員の御賛成をいただきまして提出するものであります。

それでは、要望決議案を朗読いたしまして提案理由の説明にかえさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

中国縦貫自動車道における事故多発区間の抜本的事故防止対策に関する要望決議について。

本市を横断している中国縦貫自動車道は、関西以西における長距離交通の大動脈として、日本の物流の一翼を担う重要な役割を果たしています。海に面していない本市においても、広域交通の利便性を大幅に高め、日本を代表するカルスト台地「秋吉台」や、日本屈指の大鍾乳洞「秋芳洞」、また、山口県内観光地へのアクセスルートとして日々多くの人々が利用しています。

一方で、本市内の美祢インターチェンジから美祢西インターチェンジの区間はカーブと上り下りが連続し、毎年車両事故や死亡事故が多発しています。このため、当区間にはさまざまな注意喚起がなされていますが、事故の激減には至っておりません。折しも本年10月に発生した死亡事故は、「魔の連続カーブ」で起きた悲惨な事故として、日本全国にテレビやインターネットなどを通じて報道されたところです。

高速道路において一旦事故が発生すると、一般道の交通事故とは比較にならない重大な事故となるおそれがあり、とうとい命を失いかねません。また、当区間の通行どめにより一般道を迂回する通行車両は、市民の生活道でもある国道や県道の渋滞を引き起こしています。さらに、「交流拠点都市、観光立市」を標榜している本市では、たび重なる事故による風評被害を危惧しているところであります。

先般の新聞報道によると、当区間における新たな事故防止対策が講じられ、その効果には期待しておりますが、さらなる安全化を図るため、道路形状の改良なども含めた抜本的事故防止対策を講じられますよう要望いたします。

以上、決議する。

平成25年12月19日、山口県美祢市議会議長秋山哲朗。

国土交通大臣太田昭宏様、西日本高速道路株式会社中国支社長角田直行様宛てでございます。

続きまして、議員提出決議案第3号総合支援学校の設置を求める要望決議について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、本案を提出するに当たりましては、河本芳久議員、岩本明央議員、高木法生議員の御賛成をいただきまして提出するものであります。

それでは、要望決議案を朗読いたしまして提案理由の説明にかえさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

総合支援学校の設置を求める要望決議について。

教育は、個人の価値を尊重してその能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養いながら、将来の勤労を重んじる態度を養うことにあります。

このことは障がいの有無にかかわらないもので、障がいのある者はその障がいの状態に応じ、十分な教育が受けられるよう、地方自治体は教育上必要な支援を講じなければなりません。

山口県教育委員会では山口県特別支援教育ビジョンを策定し、県内13カ所に総合支援学校を設置され、特別支援教育の充実、発展への取り組みを推進されています。

一方、美祢市教育委員会では美祢市教育振興基本計画のもと、きめ細やかな特別支援教育の実現に向け、取り組んでいるところです。

しかしながら、現在美祢市には総合支援学校は設置されておらず、そこへの就学を要する児童・生徒は市外に通学せざるを得ない状況になっています。また、美祢市に隣接する下関市北東部、長門市及び山陽小野田市においても、総合支援学校の設置をされていないことから、これらの地域に居住する児童・生徒も遠方への通学を余儀なくされており、通学する児童・生徒はもちろんのこと、保護者への負担は、はかり知れません。

つきましては、美祢市に総合支援学校を設置していただき、美祢市及び周辺地域の障害のある全ての児童・生徒が安心して通学でき、充実した施設のもと、教育を受けられる環境整備を図られますよう要望いたします。

以上、決議する。

平成25年12月19日、美祢市議会議長秋山哲朗。

山口県教育委員会教育長田邊恒美様宛てでございます。

以上で、提案理由の説明といたします。

全会一致をもって御議決賜りますようお願い申し上げます。

〔荒山光広君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより議員提出議案第2号の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議員提出議案第3号の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出決議案第2号及び議員提出決議案第3号を会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出決議案第2号及び議員提出決議案第3号は委員会付託を省略することに決しました。

これより議員提出決議案第2号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議員提出決議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出決議案第2号は可決されました。

続きまして、議員提出決議案第3号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議員提出決議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決するこ



とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出決議案第3号は可決されました。

市長、御挨拶がございましたらお願いをいたします。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

○市長（村田弘司君） 平成25年12月定例市議会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会に提出をいたしました重要な諸議案につきまして慎重に御審議をいただき、原案のとおり御議決を賜り、まことにありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

さて、本年は新美祢市が誕生して5周年という大きな節目の年でありました。私の政策の柱である観光立市、交流拠点都市のより一層の実現に向けまして、国際交流の推進、六次産業の創出、ジオパーク活動の推進、これらを三つのエンジン、いわゆるトリプルエンジンとして掲げ、美祢市の元気を加速させるべく諸施策に精力的に取り組んでまいったところであります。

この1年間、着実に市政運営を進めることができましたのも、ひとえに議会並びに市民の皆様の御理解と御協力のたまものであると衷心より感謝を申し上げるところであります。

さて、改めてこの1年を省みますと、まず、一つ目のエンジンである国際交流の推進につきましては、昨年、台北市に開所いたしました美祢市台北観光・交流事務所を拠点といたしまして、台湾との交流を積極的に進めてまいりました。その結果といたしまして、本年4月から11月までを前年同期と比較をいたしますと、台湾よりの秋芳洞入洞者数は前年を大きく上回る増加を見たところであり、交流人口の増加によります今後の地域活性化に期待できるものと確信しているところであります。

また、3月には曾念祖台北駐福岡経済文化弁事所長、いわゆる総領事の立ち会いのもと、山口市の渡辺市長と観光交流パートナーシップ協定を締結いたしまして、本市が有する世界的にも貴重な地質遺産だけでなく、山口市の有する歴史的な文化遺産といった両市の持つております素材の魅力を十二分に発揮できる協力体制を構

築することができたというふうに考えております。

さらに、4月には台湾南投県水里郷との相互の信頼と尊敬を礎といたしました両地域のさらなる発展を図ることを目的といたしまして、友好交流の促進に関する協定書の締結を行ったところであり、本市と台湾との交流関係の強化につながっていくものと考えております。

次に、二つ目のエンジンであります六次産業化の推進についてであります。本年4月、産業振興推進協議会からの答申を踏まえまして、美祢市六次産業化基本計画を策定いたしました。本計画につきましては、市内の一次、二次、三次産業者の方々がともに事業展開を図っていただくことにより、あらゆる形のものづくりを応援していく独自のプランであります。

その中でも、本市が誇る地域資源をもとに開発された商品を地域ブランドといたしまして認証いたします美祢ブランド認証制度を創設いたしましたところであり、さきには「MINE COLLECTION」のロゴマークも決定したところでもあります。今後におきましては、美祢ブランド認証制度ミネコレクションを積極的に活用していくことにより、これまでの美祢市とは一味違った新しい魅力を地域内外に向けて広く情報発信できることに加え、新たなビジネスチャンスの創造に寄与していくものであるというふうに考えておるところであります。

そうした一方で、世界ジオパークへの第一歩であります日本ジオパークネットワーク正会員加盟に向け、本年4月に加盟認定申請書を提出したところではありますが、日本ジオパーク委員会によります審査結果につきましては皆様御承知のとおり、まことに残念ながら、認定を見送るというものでありました。しかしながら、このことによりまして、本市がより魅力あるジオパークとなるための課題も明確となったというふうに認識をいたしております。今後、取り組んでいくべき方向性も見定めることができましたので、12月1日付での組織再編に着手をいたし、よりスピーディーに、より強力にジオパーク活動を推進していく決意を固めたところでございます。

今後におきましては山口大学との連携を深めつつ、また、市民の皆様方との協働のもと、ジオパーク活動を進めていく中で、機が熟した時点での日本ジオパークへ再度チャレンジをしてまいりたいというふうに考えております。このことにつきましては議員の皆様方を初め、市民の皆様方の御理解、御協力をお願いを申し上げます。

ころでございます。

これまで申し上げましたように、これら三つのエンジン、トリプルエンジンを束ねまして相互にリンクさせることが、今後におきましても美祢市としてより大きなエネルギーを発揮できるものと確信をいたしております。これらを含め、今後とも総合計画に定める基本理念であります、市民の方が夢・希望・誇りを持ってお暮らしできる交流拠点都市、美祢市の実現に向けて、粉骨砕身、市政運営に全力を傾注してまいり所存ではございます。つきましては、今後とも美祢市の発展に向け、御支援と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、年の瀬を迎えまして、議員の皆様方、また市民の皆様におかれましては、くれぐれも健康に御留意をいただきまして、御健勝で輝かしい新年、来年は、うま年でございます。どうか輝かしい新年をお迎えをいただきますよう心から御祈念を申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 議会の運営について、ちょっと、議長に質問したいんですが。

○議長（秋山哲朗君） そうですか。どうぞ。竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 濟いませぬ。議会の運営に関してのちょっと私自身、腑に落ちないところがありますので、議長にお尋ねをするというよりは、——お尋ねのほうかもしいかもしれません。

我々、美祢の議会は委員会制度をとっております、委員会でまず議案を審議すると。で、委員会で委員長報告が全会一致をもって可決と報告された議案に対して、私の見間違いなら勘弁していただきたいんですが、委員会所属の方が賛成に回らなかったというのが先ほどの中で起きたんです。このことが、これは見間違いたら言ってください。委員会で賛成した議員さんが本会議場で反対をする、通常ならないんです。しかし、その委員会で賛成をされた後に、何か新たなことで調査されて、やはり私は賛成はできないという判断ならば、討論の時間があるわけです。なぜ委員会で賛成して本会議で反対されるのかという討論をされた上でやられるならいいかもしれません。その辺の議会のその議員としての採決、賛成、反対の意思の表示の仕方についてお尋ねをしたいと思うんです。

きょうが納めの議会でございますので、どうも年を越したんじゃ頭の切れが悪くて困るんで。その辺をひとつ、場合によったら委員長さんにもお尋ねをしたいと思うんですが、そういうことがきょう起きています。気がつかれたでしょうか。

○議長（秋山哲朗君） まさに議会のルールからすれば、あつてはならんことだというふうに思っておりますし、確かに、委員会が終わりまして本会議を開くまでに多少時間がありますので、自分の考え方なりいろんな情報収集の中で自分の考え方が変わるというのは、これは人間ですからあると思います。が、しかし、今言われたとおり、自分の意見を言う場がございますので、反対意見を言うなりしてやるのが私は議会のルールであろうと思っております。

この件につきまして、どの場面かどうかということは、私もちょっと今確認をできておりませんもので、この本会議終了後、確認と合わせまして、全員協議会、その前に会派代表者会議を開きたいと思っておりますのでよろしゅうございますか。そのように取り計らいたいと思います。

〔議長 秋山哲朗君 登壇〕

○議長（秋山哲朗君） 12月定例市議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、執行部の皆様方及び議員の皆様方には温かい御支援と御協力を賜りまして、衷心より厚くお礼申し上げます。

本年は、美祢市制施行5周年の節目の年でありました。4月には盛大に記念式典が挙行され、私たちは改めて、美しい自然と豊かな歴史、文化のあるこのまちの発展に貢献された関係各位に感謝をし、次の10年、20年先の未来を見据えて、さらなる発展を決意したところであります。

さて、本年の国内情勢を顧みますと、第二次安倍内閣によるアベノミクス効果により、円高やデフレ経済から脱却すべく、さまざまな政策が打ち出されました。その結果、景気は上向いているとの報道があるものの、美祢市のような地方にはその実感はいまだ遠く、さらなる景気、雇用対策に期待しております。また、来年4月から消費税率が8%に引き上げられるなど、私たちに直接影響する改正も進められております。今後も、税と社会保障の一体改革が議論される中、国民の負担がふえることを危惧しているところであります。

その一方で、富士山の世界文化遺産登録や、2020年、東京で56年ぶりにオ

オリンピック、パラリンピックの開催が決定するなど、明るいニュースも飛び込んでまいりました。

美祢市におきましては物流企業の新たな操業開始や既設企業の市内での事業拡大、さらには2カ所目となるメガソーラー発電所の建設が始まるなど企業誘致の成果は上がっており、これからの経済の活性化につながるものであります。

一方、4月に提出された日本ジオパークネットワーク加盟認定申請が認定見送りになったことは、まことに残念な結果でございました。今後は、山口県に設置された山口県美祢ジオパーク支援会議との連携を密にし、産官学民が一体となった取り組みを協力を推進するため、議会といたしましても全面的な協力をしたいと考えているところであります。

さて、美祢市議会は本年、議会の最高規範である美祢市議会基本条例に基づき、政策討論会を開催をいたしました。これは、市政に関する重要な政策並びに課題に対し、議会としての共通認識と合意形成を図るためのもので、4回の議論を積み重ねた結果、美祢観光開発株式会社及び美祢農林開発株式会社の振興についての提言を取りまとめ、市長に提出したところであります。

なお、当初議題に上げておりました水道料金の統一につきましては、美東、秋芳地域簡易水道の硬度低減化方法が調査中であることから、今後も継続的に議論することとしております。

いずれにしても、美祢市が抱えております諸課題を迅速かつ的確に解決し、とりわけ市民の皆様が安全で安心してお暮らしいただけるよう、さらなる努力と研さんを積み重ね、執行部とともに市政の進展に邁進していく所存でありますので、今後とも議会活動に対し御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに臨みまして、寒さに向かいます折から、皆様方には、どうぞ御自愛くださいまして、お健やかに輝かしい新年をお迎えになりますようにお祈り申し上げます、閉会に当たっての御挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

〔議長 秋山哲朗君 議長席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） これにて平成25年第4回美祢市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

なお、1時50分から会派代表者会議を開きまして、その後、全員協議会を開き

たいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

午後1時40分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年12月19日

美祢市議会議長

秋山哲嗣

会議録署名議員

竹岡昌浩

”

猶野智和